

2013年12月13日

神奈川県知事 黒岩祐治殿

リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会

共同代表 天野捷一、懸樋哲夫

連絡先 川崎市高津区新作5-22-1-103 天野

中央新幹線環境影響評価準備書に係る公聴会開催の改善を求める要請書

中央新幹線（以下リニア新幹線）環境影響評価準備書（以下準備書）に係る条例公聴会開催につき、県民として以下3点につき、改善を行うよう強く要請します。

その理由は、県が主導しているリニア中央新幹線建設促進期成同盟会が県民全てにリニア新幹線の意義を訴え、県民の協力を求めているにも拘わらず、公述人の資格を川崎市や相模原市、横浜市の一部沿線地域在住者に限定するのは、余りにも矛盾していることだからです。

1. 公聴会の開催回数を増やすこと

県によると、準備書公聴会は来年1月12日（相模原市）、13日（宮前区）の2回開催されますが、川崎市も翌週、宮前区で同様の公聴会を開きます。開催場所について重複を避けるための努力はしていなかったのか、理解に苦しみます。リニア新幹線は「国策」とされている大規模な事業計画であり、説明会や意見募集で示されたように、県民に今なお不安や疑問が解消されていない状況を鑑み、開催場所の重複を避けるとともに、県内のより多くの場所で公聴会を開催すべきであると考えます。

2. 公述人の資格・条件を限定しないこと

前述のように、リニア新幹線事業は県民全体の問題です。想定沿線地域の在住・在勤に資格・条件を制限するのは、この問題に対する多くの県民の発言の機会を奪うものです。すでに開催されている他県の公聴会では、他県の住民も公述人として公聴会に出席でき発言しているのです。根拠のない条件を改め、神奈川県に限らず多くの市民が発言できるよう改善すべきであると考えます。

3. 公聴会へ事業主体を出席させること

県環境影響評価条例では公聴会につき「知事は事業者の出席を求めることができる」とあります。説明会や見解書で、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は、県民の質問や意見について具体的に答えていません。リニア新幹線の事業主体であるJR東海の担当者が出席し、公述人との質疑応答の機会を設けることが、公聴会を開催する意義であると考えます。

以上